

2 ページの保護者 A～F までに記入した保護者等の収入状況は次のとおりです。

(記入上の留意点)

1. 保護者等全員（非課税の方も含む。）の課税証明書等に基づき、下表について合計金額まで全ての項目を記入して、【チェック】の内容をよく確認した上で、□に✓を付けてください。
2. 課税証明書に損失（マイナス）が計上されている所得がある場合は、その所得は0円として記入してください。
3. 保護者等が課税証明書に含まれない国外での収入がある場合は、「国外収入欄」に○を付けてください。その場合は0円として記入してください。
4. 海外勤務等により、前年1月～12月において課税証明書に含まれない国外での収入がある場合は、その当該者について、以下の表の「国外収入」欄に○を付けた上で、4 ページの「課税証明書に含まれない国外での収入がある場合」の記載方法を御参照の上、御記載ください。

保護者等	国外収入	所得金額の合計									雑損失の繰越控除 (イ)	所得控除 合計 (ウ)	計(エ) =(ア-イ-ウ)
		給与所得	営業等所得	農業所得	不動産所得	利子所得	配当所得	雑所得	譲渡・一時所得	分離課税の所得			
保護者A	○	2,384,000									2,384,000	1,470,000	914,000
保護者B							300,000				300,000		300,000
保護者C		4ページ「課税証明書に含まれない国外での収入がある場合」の(2)に基づき、給与所得額を計算して記載してください。									4ページ「課税証明書に含まれない国外での収入がある場合」の(3)の表で計算した控除額の合計金額を記載してください。		
保護者D													
保護者E													
保護者F													
合 計										2,684,000	0	1,470,000	1,214,000

(オ)

【チェック】

- 課税証明書等<sup>※1</sup>を添付する保護者等全員の所得金額の合計(ア)<sup>※2</sup>から、雑損失の繰越控除(イ)と所得控除合計(ウ)を差し引いた額(エ)の合計(オ)が140万円未満<sup>※3</sup>です。課税証明書等(内容が省略されていないもの)を添えて提出します。

※1 市町村が発行する課税証明書等

(課税証明書に必要な情報が記載されておらず、必要な情報が掲載された別の証明書がある場合は、当該証明書。また、課税証明書に含まれない国外での収入がある場合は、国外での収入を証明する書類)

※2 給与所得、営業等所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、雑所得、譲渡・一時所得、分離課税の対象となる所得(山林所得、退職所得及び源泉分離課税の対象となる所得を含む。)の合計

※3 親権者がひとり親控除の適用がある場合は143万円未満